# 健康福祉委員会資料 (健康福祉局関係)

- 1 令和3年第1回定例会提出予定追加議案の説明
  - (24) 議案第78号 新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止する ための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特 例に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て

資料1 議案第78号 新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民健康保険に係る保険給付の 臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

資料2 新旧対照表

令和3年2月25日 健康福祉局

議案第78号 新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止する ための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特 例に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て

# 1 条例改正の背景 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

## 2 条例の主な改正内容

上記1に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」と改めるもの

# 3 施行期日等

公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

#### 改正後

○新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民 健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例

令和2年4月24日条例第27号

(趣旨)

|第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウ||第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症(<mark>新型インフルエンザ等対</mark> イルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保 健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの に限る。) である感染症をいう。以下同じ。) の感染の拡大を防止するた め、臨時の措置として国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第58条第2 項に規定する保険給付について、川崎市国民健康保険条例(昭和33年川崎

### 附則

市条例第15号)の特例を定めるものとする。

この条例は、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。

#### 改正前

○新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民 健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例

令和2年4月24日条例第27号

(趣旨)

策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新 型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の感染の拡大を防止するた め、臨時の措置として国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第58条第2 項に規定する保険給付について、川崎市国民健康保険条例(昭和33年川崎 市条例第15号)の特例を定めるものとする。